

職場におけるメンタルヘルス対策検討会資料

平成 22 年 6 月 7 日

(社) オリエンタル労働衛生協会

栗原 壯一郎

基本的なスタンス

身体の健康診断にあわせてのメンタルヘルスチェックを積極的に広げてゆく

<理由>

- メンタルヘルスチェックにより、「心の健康」に関する意識を高める
- メンタルヘルス改善に向けての組織的な課題対応をガイドし、職場におけるメンタルヘルスの環境を整える（一次予防）

これまでの実績

開始時期：平成 19 年～

実施件数：7 事業場（約 12,000 名）〔平成 22 年度 4 事業場約 5,000 名【内新規 3 事業場】〕

実施方法：チェックシート方式（簡易ストレス調査票、他一種類のチェックシートを活用）
健康診断との平行実施・・・3 事業場約 5,000 名（他の 4 事業場については健
診機関が異なるため、事前に目的と個人情報確保の方法等を説明し、任意参加
という形で実施【平均参加率 96%】）

結果報告：個人への報告・・・封書で自宅への送付

組織への報告・・・組織診断のレポートのほか、トップセミナー、管理監督者
への報告会、オープン参加の報告会等、事業場の要請にあ
わせ実施

相談対応：現段階では、事後措置は任意とせざるを得ない（報告書とともに産業医・産業
保健スタッフ及び委託相談機関の活用法をガイドすることに加え、公的相談機
関及び地域の医療機関の紹介資料を同封する）

今後の展開に当たって

◇ 安全衛生法に定める健康診断にあわせ実施できるよう、法制化を期待

- メンタルヘルスが、健康問題であることの認識がすすむ
- 健康診断は「健康状態を確認し、必要に応じた措置をする」ことが目的であり、
メンタルヘルスについても同様な取り組みが必要【病人探しは目的ではない】

◇ 事後措置の実施主体等そのあり方を含め、個人情報の取り扱いについて明確な規定が
必要

◇ 事業場並びに健診機関等の保健スタッフの更なる育成

◇ 小規模事業場への展開には、地域モデルの構築が必要であり、その推進機関の選定と
ともに、費用措置の検討等も必要